2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しています。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物	6～50年
構築物	3～75年
機械装置	5～12年
工具器具備品	2～20年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。
3．賞与引当金及び見積額の計上基準
賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、国立大学法人会計基準第86第1項に基づき、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
また、上記以外の役員及び教職員の賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第2項に基づき、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。
また、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。
5．徴収不能引当金の計上基準
債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券
償却原価法（利息法）により評価しています。
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　貯蔵品
最終仕入原価法による原価法により評価しています。
⑵　医薬品及び診療材料
移動平均法による低価法により評価しています。
8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料等を参考に計算しています。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の期末日利回りを参考に0.395％で計算しています。
⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の期末日利回りを参考に0.395％で計算しています。
10．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
11．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

Ⅱ．貸借対照表関係
1．担保提供資産及び対応する債務

①　担保に供している資産	土地	5,425,507千円
	建物	18,691,199千円
②　対応する債務	長期借入金	17,727,391千円
	（1年以内返済予定分2,024,011千円を含む）	

2．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　1,832,235千円
3．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　21,240,697千円
4．債務保証の総額　13,437,967千円
5．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	38,677,330千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	28,422,666千円
・利益剰余金に与える影響額（差引き）	10,254,663千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	683,792千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　185,503千円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　502,298千円
11,626,258千円

Ⅲ．損益計算書関係
当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額	4,060,056千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,285,076千円
・当期総利益に与える影響額（差引き）	2,774,979千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	―千円

2,774,979千円